

# 国民年金

からお知らせ

## 問合せ

- ▶仙北市民生活課国保年金係 ☎43-3316
- ▶大曲年金事務所 ☎0187-63-2296

## 国民年金保険料 学生納付特例の 申請について

学生納付特例により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送していただくことにより、平成31年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しは不要です)。

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。



## 退職後の国民年金の加入手続き

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の人は国民年金に加入するための手続きが必要となります。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者(夫・妻)についても、同様に国民年金の手続きが必要となります。

**国民年金の第1号被保険者となる場合** … 60歳未満で、自営業者およびその配偶者など(厚生年金保険や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人)となる場合には国民年金の第1号被保険者となります。この場合には住所地の市区役所または町村役場の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続きが必要です。

この手続きには年金手帳または基礎年金番号通知書、離職証明書などの退職日のわかるものを添付して届出します。

**国民年金の第3号被保険者となる場合** … 厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者(65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は国民年金の第3号被保険者となります。この場合には配偶者の勤務先経由で年金事務所へ届出書を提出します。

**国民年金の任意加入被保険者となる場合** … 60歳以上65歳未満で老齢給付の受給期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。また、65歳以上70歳未満で老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも任意加入被保険者(特例任意加入被保険者)となることができます。年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して本人が手続きを行います。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また65歳以上の特例任意加入被保険者は付加保険料の納付はできません。なお任意加入被保険者の場合、年金保険料の納付方法は**原則として口座振替**になります。

待ち時間の短縮!!  
スムーズな年金相談を!!

## 年金相談は予約で行っています

大曲年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。ぜひご利用ください。

### 予約申込方法

相談希望日の前日までにお電話または年金相談窓口でお受けしています。当日の空き状況によっては、当日でも予約受付できます。

ご予約を受ける際には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

### 予約時間帯

- ◆月曜日 8:30～18:00
- ◆火曜日～金曜日 8:30～16:00
- ◆第2土曜日 9:30～15:00

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 予約申込電話番号

大曲年金事務所  
☎0187-63-2296

音声ガイダンスが流れますので、番号「1」→「2」の順でお試しください。

～選びたい秋田のこれからわたしの将来～

# 秋田県議会議員一般選挙のお知らせ

投・開票予定  
日時と会場

平成31年4月7日(日)

投票 7:00～19:00(市内21投票所)  
開票 20:30～(角館交流センター)

任期満了に伴う秋田県議会議員一般選挙が、3月29日(金)に告示、4月7日(日)に投開票の予定です。  
※入場券の発送は、3月29日(金)を予定しています。

## ◆選挙権の要件

次の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている方  
年齢/平成13年4月8日以前に生まれた方  
住所/▶平成30年12月28日以前から引き続き仙北市に住んでいて、住民基本台帳に登録されている方  
▶引き続き3か月以上仙北市に居住し、住民基本台帳に記載されていた方で、仙北市に住所を有しなくなってから4か月を経過しない方のうち、転出先(秋田県内に限る)の選挙人名簿に登録されていない方。

※平成30年12月29日以降に秋田県内の市町村間で住所を異動した方は、**異動前**の住所地で投票することができます。異動前住所地での投票の際は、下記①または②の方法で、[引き続き県内に住所を有しているか]の確認をさせていただきます。

- ①「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示…持参していただくと受付がスムーズです。この証明書は、住民基本台帳ネットワークを通じて異動前・異動後どちらの役所窓口でも発行できます。仙北市では、3月30日から4月7日までの期間、期日前ないし当日投票所開設時間内において田沢湖、角館および西木の3庁舎の住基担当窓口で無料発行しますが、土日休日および平日の17時15分以降20時までの間は、**角館庁舎のみでの発行**となります。投票所での受付の際、係にご提示ください。
- ②その旨を、投票所でお申し出いただく(事務局で確認します。確認時には少々お待ちいただきますことご了承ください)。

※県外へ転出した方は投票できません。

## ◆当日の投票所

入場券が届きましたら、投票所を必ず確認してください。

投票区	投票所	
田沢湖地域	田沢 田沢交流センター	
	石神 石神会館	
	武蔵野 武蔵野会館	
	生保内 田沢湖健康増進センター	
	潟 思い出の潟分校	
	岡崎 岡崎生活総合センター	
	神代 田沢湖福祉医療センター	
角館地域	梅沢 森腰構造改善センター	
	卒田 卒田会館	
	西木地域	北 仙北市役所角館庁舎
		南 角館高校(定時制課程)駒草キャンパス体育館
		東 角館交流センター
		西 角館中学校
		中川 中川集落センター
雲沢 雲沢集落センター		
西長野 西長野交流センター		
白岩 白岩小学校		
西木地域	上松木内 紙風船館	
	松木内 西木総合健康増進センター(吉田体育館)	
	西明寺北 かたくり館	
	西明寺南 西木総合開発センター	

投票所にご注意ください。

問合せ 仙北市選挙管理委員会 ☎43-1150

## ◆期日前・不在者投票のできる期間

3月30日(土)～4月6日(土)  
(上松木内出張所は、4月1日(月)～6日(土)まで)

※投票日当日に仕事などのために投票所に行くことができない方は、期日前・不在者投票をご利用ください。

1 期日前投票は、お住まいの地域に関係なく次の7投票所いずれでも投票できます。

期日前投票所	投票時間
仙北市役所田沢湖・角館・西木庁舎	8:30～20:00
田沢・神代・松木内・上松木内出張所	8:30～17:00

※各出張所は、投票時間が17時で終了します。

入場券がお手もとに届いている場合は、入場券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」にあらかじめ所要事項を記入のうえ、投票時にご持参ください。入場券を持参しなくても、**投票は可能**です。

2 滞在先(出張など)で不在者投票を行う場合は、お早めに請求してください。仙北市役所各庁舎、各出張所窓口**に3月19日(火)から**請求書を準備します。

3 病院などの指定施設に入院・入所されている場合は、施設の担当者におたずねください。

4 郵便などによる不在者投票(郵便等投票証明書をお持ちの方)は、**4月4日(木)まで**に請求してください。

## ◆郵便などによる不在者投票について

身体に重度の障がいがあり、次の要件にあてはまる方は、所定の手続きで、郵便などによる不在者投票ができます。この制度を利用するためにはあらかじめ、当選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、ご注意ください。

1. 身体障害者手帳に次のいずれかの障がい記載されている方	
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
免疫、肝臓の障がい	1級から3級まで

2. 戦傷病者手帳にいずれかの障がい記載されている方	
両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症までの障がい

3. 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方